

2021年4月12日

「2021年度勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」 に対する道の回答への評価・見解

北海道労働者福祉協議会

1. 北海道労働者福祉協議会は「2021年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2020年10月21日に北海道知事宛提出しました。
その後、11月6日に予定されていた「勤労者福祉向上キャンペーン」実行委員会メンバーによる道の関係部局に対する要請趣旨の説明会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送ることとし、道側からの要請趣旨の確認については都度書面により回答する形で実施しました。
以上の経過を踏まえ、道からは2021年1月8日付で別掲の内容での回答を受理しています。
2. 回答内容の検証結果からは、前年回答との対比で前進が見られるなど一定評価できる項目がある一方で、依然として「検討する」「適切に対応する」等の表現に止まり対応の可否や進捗状況の判断がつかない回答項目も散見されましたが、当協議会として改めて質すことが必要と判断した要請事項について、3月18日付で再度道側への照会を行いました。
以下、照会（再質問）事項に係る道側との協議内容を踏まえたうえで、今般の要請に対する道からの回答内容について北海道労福協としての評価・見解を表明いたします。
 - (1) 『新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う要請』における各種支援や対策の実施については、道の新年度予算編成や各種事業計画の内容に当協議会が要請した内容が反映されたものとなっているのかに注目したい。
特に、今次回答において具体的言及がなかった休業・休職等を余儀なくされている勤労者への所得補償や雇用対策に関しては、全国共通の助成金や支援金・貸付金制度等を補完し、道内の厳しい雇用情勢に即応する道独自の支援対策が必要であり、また、医療機関・介護事業所の「経営崩壊」を防ぐための緊急の助成についても、道民の暮らしの安全・安心を確保する観点から、道としての積極的な財政措置や支援対策が必要と判断されることからその動向を注視する必要がある。
 - (2) 『SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援』における「協同組合支援の強化」「育成・発展に向けた周知・啓発」の要請に関しては、2020年12月に成立した「労働者協同組合法」との関連で、新しい公共の担い手としての協同組合に対する期待感が示されているにも関わらず、本項に関しては前年度の回答と同様、認可や指導監督の観点からの協同組合との関係性に触れるのみで協同組合の役割発揮に向けた支援の強化や地域住民への周知・啓発についての具体

的言及がなかった点は遺憾である。

道からの表明があった北海道における SDGs の促進や「労働者協同組合法」の趣旨に則った様々な取り組みを進めるにあたり、協同組合をどのように位置づけ、支援していくのか、道としての主体的な対応を求めたい。

- (3) 『大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化』の「被災者・避難者への生活支援」に係る回答からは、道として地域に対する相談・支援体制の整備が一定図られており、併せて、被災者生活再建支援制度の拡充についても全国知事会を通じた国への働きかけもあり、被災者生活再建支援法の一部改正法案が 2020 年 11 月 30 日に成立し支援金の対象範囲が中規模半壊世帯まで拡大されたことは評価できるものと判断する。引き続き、「被災者生活再建支援法の狭間」の問題（同一災害における境界線の明暗問題）への対応として法律適用外の被災者への支援策等、道としての独自施策の拡充を求めていく必要があると考える。

また、「平時における防災・減災の対策」では、避難所における感染症対策に係る改正が行われた「北海道版避難所マニュアル」に基づく市町村マニュアルの策定状況、および災害用感染対策物資の市町村の備蓄状況を踏まえた物資調達の実効性確保に向けた道の取り組みについて動向を注視したい。

- (4) 格差・貧困が拡大するなかにあつて、「奨学金制度」に関わる問題は依然として大きな社会問題であることは否めず、ことコロナ禍においてこうした問題はより鮮明となっている状況にある。

しかし、『格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化』の「教育の機会均等～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～」の要請に係る回答では、この問題に対する道としての基本的な姿勢は従前と変わりなく、道独自の給付型奨学金制度や有利子奨学金の利子補給制度、および奨学金返還支援制度の創設（充実・改善）については、前年度回答からの進展が見られなかった。

とりわけ既に 32 府県・355 市町村で導入されている奨学金返還支援制度の導入については、道として様々な課題を認識しつつも前年回答同様に他府県の取り組み状況等を踏まえ検討する旨の消極的回答姿勢に止まっており、「奨学金返還支援策」に係るスタンスがきわめて希薄であると言わざるを得ない。

また、「家庭での学習支援による児童生徒の学習の機会均等確保」については、ICT（情報通信技術）活用による家庭学習支援を各学校に要請し、ICT 環境が十分に整っていない児童生徒に対する支援策（授業 DVD の送付や個別登校の実施）についても示しているとのことであるが、真の意味での教育機会均等を図るためには家庭における ICT 環境確保に向けた行政による支援も必要と考える。

- (5) 社会的孤立を排除し、「共生社会」の実現を期して改正（2018 年 10 月施行）された「生活困窮者自立支援制度」については、就労準備支援事業や家計改善支援事業など行政サイドに制度利用を勧める努力義務が課せられているが、「生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備」に対する今般の回答内容は、前年度とほとんど変わらず、道としての積極的な取り組み姿勢はうかがわれない。

就労準備支援事業・家計改善支援事業については、2021年度までを集中的な取り組み期間としていることから、引き続き、道内各市町村における両事業の実施状況、その他項目も含めて支援制度に係る道としての市町村への具体的調整・支援内容について確認する必要がある。

また、改正法に基づく道内各市および振興局における支援会議の設置状況は、一定の前進は見られるものの2019年5月末時点の1割程度から4割程度（振興局は設置済み）に止まっていることから、道による実効性を高めるための運営状況の把握と設置の促進を求めるとともに、支援会議の構成（協同組合やNPO組織・町内会・労働組合などの参画状況）についても注視したい。

子どもの居場所づくりの活動として全道で展開されている「子ども食堂」の役割発揮に向けた各種支援要請については、道によるコーディネーターの派遣や電話による相談対応、各振興局の貧困対策地域ネットワーク会議を活用した情報発信（呼びかけや働きかけ）の実施等、具体的支援実績の内容については評価できるものとする。引き続き、側面的支援を更に強化する観点から、安定した運営を確保するための運営資金支援やより迅速な相談・支援対応が可能となる振興局単位でのコーディネーター配置を求めたい。

- (6) フードバンク活動は食品ロスの削減はもとより貧困対策としても重要な役割を担っており、コロナ禍における活動が各方面で注目をされている。

道としても活動の意義や社会的有用性を踏まえ福祉・環境政策と連携するかたちでフードバンク活動を促進するメリットは非常に大きいと考えるが、「フードバンク活動の促進」の要請に対しては、昨年同様、担当部署が明確でない（複数部署に跨る）ことを理由に具体的言及がなく、当協議会からの再照会に対しても建設的な姿勢が示されないなど、道としての福祉行政への責任あるスタンスが問われる結果となった。

フードバンク活動については、既に国（農林水産省）が活動の重要性に鑑みた各種支援事業（運搬用車両・一時保管倉庫・入出庫管理機器等等食品の受入れ・提供の体制整備に必要な経費への支援）を実施しており、また、フードバンクによる食料供給先の一つである「子ども食堂」の取組みに対する政府の緊急支援策の概要が公表されるなど、その活動や関連する事業の有用性を踏まえた国レベルでの各種対策が講じられている実態があるにもかかわらず、道としての責任ある対応スタンスが示されない状況は極めてイレギュラーと考える。

道の「北海道食品ロス削減推進計画」策定過程において、フードバンク活動支援に際しての懸念事項（課題）として列記されている組織運営基盤の脆弱性や供給される食品の衛生管理や物品管理など食品の提供に伴い生じる責任のあり方の課題については、まさしく活動を促進させるために行政による積極的な側面支援が必要とされる課題であり、当協議会の要請趣旨のポイントでもある。

フードバンク活動の役割と有用性についての認識が社会的にも醸成されつつあり、道としても課題認識を有するにもかかわらず、活動促進に向けた責任ある対応スタンス（具体的な方向性）が示されなかったことは極めて遺憾であり、全体を俯瞰した具体的かつ速やかな対応要請を継続する必要がある。

- (7) 「勤労者福祉資金融資制度の利用促進と制度拡充」における融資対象者を中小企業従業員に限定しないとする要請に対しては、前年度の回答において他都府県の状況を調査し検討するとしていたにも関わらず具体的な検討結果が示されなかったことは、道の取扱金融機関に対するヒアリング結果で報告された潜在的資金需要の実態(相談件数の大幅な増加)に照らしても納得性に欠けるものとする。

当該融資制度は、北海道民向けホームページの「新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧」の貸付制度項目に掲載されていることから、道として生活資金に不安のある勤労者の福祉向上に資する制度として位置付けているものと思料するが、融資対象の制限が利用促進(金融支援)の弊害となっていることも想定される。

当協議会からの照会(再質問)に対して、道側からは、融資制度に利用対象の制限を設けていない18県の状況調査においては制度拡充による具体的な効果が確認できず、コロナ禍の現状では社会福祉協議会を通じた緊急小口資金や総合支援資金の利用による対応が可能であることから、当該融資制度の対象者拡充は中長期的な課題と認識する旨の消極的見解が示されたが、緊急融資制度の取扱い終了後はもとよりコロナ禍が終息したのちも経済的に困窮する勤労者を幅広く対象とする金融支援制度として本融資制度を活用するためにも、制度利用が可能となる対象者を中小企業に準ずる規模の法人従業員(NPO・社会福祉・医療・学校・社団・財団法人等)にも拡大すべきとする妥当性について改めて訴え、制度拡充・是正に向けた早期の検討を求めたい。

- (8) 『安心・信頼できる社会保障の構築』の「安心の医療・介護体制の整備」では、地域における認知症の方の見守り活動の支援対策として、「認知症サポーター」の養成や市町村に配置の「認知症地域支援推進員」への研修実施、「認知症高齢者見守り事業」への助成実施が継続されており、また、徘徊認知症高齢者の早期発見・保護を目的とする「SOSネットワーク」を道内各地で運用するなど、道の取り組みを評価したい。また、市民後見人養成への具体的対応(2020年度までに3,500人を養成する目標に対し2019年度段階での累計で3,315人を養成)についても評価できるものと判断する。

その他、社会的問題となっている家族介護を行う介護者(ケアラー)への孤立防止等の支援は喫緊の課題であり、道に対しては、地域包括支援センターの機能強化をはじめ必要な対策の検討と実践を求めたい。

- (9) 『くらしの安全・安心の確保』の「LPガスの問題」に関する要請では、LPガス販売取引の透明化が依然として消費者が望むレベルで進んでいない実態にあるなかで、道が実施する立入検査の結果や取引慣行等の改善状況の評価を公表のうえ是正に向けた対策を消費者の意見を反映する形で講じることを求めたが、今年度の回答においても立入検査による指導の実効性に触れるのみで要請事項については今後の業務の参考とする旨の消極的対応に止まっている。具体的な回答が示されなかったことは極めて遺憾であり、引き続き、販売取引の実態に基づく要請を継続したい。

また、「福祉灯油の制度の拡充」についても前年度と同一の回答趣旨であった。コロナ禍における不要不急の外出自粛要請の影響による灯油消費量の増加も想定されるなかで、経済的困窮者の経済的な負担軽減を図る制度の拡充は福祉向上の観点からも極めて重要な対策であり、回答で示されている「地域づくり総合交付金」を活用した市町村に対する支援の実態を注視する必要がある。

一方で、「公営住宅高層階への灯油配達支援」に係る要請は、道側が回答できないとして前年度の回答対象から除外された項目であるが、今年度の回答において人手不足の解消支援や階上げ給油に係る実態の把握に取り組む旨の表明があったことは一歩前進と考える。実態把握の結果と結果を踏まえた対策について注目したい。

3. 以上により、「2021年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」への道からの回答に対する道労福協としての評価・見解といたします。

勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請内容は、その他の項目も含めて多岐にわたるものですが、引き続き、道労福協として要請趣旨の実現に向けた道に対する要請を継続し、その他関係団体との連携（道議会対策等含む）を図る中で諸課題の改善を図ることとします。

以 上